

新	旧	備考
<p>障害者歯科認定歯科衛生士審査制度 施行細則</p> <p>第15条 審査制度規則第15条に定めた指導歯科衛生士の更新に必要な条件を以下の各号に定める。</p> <p>なお、施行細則別表に単位数を定める。</p> <p>(1) 本学会主催の生涯研修への出席</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学術大会 2) 当学会が企画した認定医研修会・認定歯科衛生士（障害者歯科）研修会 3) 当学会より承認された歯科衛生士指導医および指導歯科衛生士の企画による研修会 <p>(2) 障害者関連学会ならびに研修会等への出席</p> <p>(3) 学会誌への論文発表もしくは学術集会での発表</p> <p>(4) 本学会の地域活性化事業に基づく事業</p> <p>(5) 指導歯科衛生士としての障害者歯科臨床の実績</p> <p>2. 更新に必要な単位数とは、施行細則別表の区分(1), (2)の合計が20単位以上、(5)の臨床経験症例区分が3単位以上で合計単位数が30単位以上とし、合計単位には施行細則別表の区分(3)障害者歯科に関する研究に該当する学術大会での発表または論文掲載の実績2回以上（共同発表・共同著者を含む）が含まれていなければならない。ただし、障害者歯科に関する研究に該当する学術大会での発表または論文掲載の実績2回以上については平成31年度までに更新を迎えるものについては任意とし、平成32年度以降は必須とする。</p> <p>なお、行政および教育関係者の場合、障害者福祉、行政、教育等などの関連活動、すなわち障害者歯科研修会講師や授業の担当時間の合計が30時間(20コマ)以上をもって、必要単位とする。</p> <p>3. 指導歯科衛生士の資格更新に必要な研修には必ず第1項(1)の1)および2)が含まれていなければならない。</p> <p>4. 過去5年間の障害者歯科診療において歯科衛生士等の指導症例報告10例以上が更新条件である。ただし、行政、教育等関係者はこの限りでない。</p>	<p>障害者歯科認定歯科衛生士審査制度 施行細則</p> <p>第15条 審査制度規則第15条に定めた指導歯科衛生士の更新に必要な条件を以下の各号に定める。</p> <p>なお、施行細則別表に単位数を定める。</p> <p>(1) 本学会主催の生涯研修への出席</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学術大会 2) 当学会が企画した認定医研修会および認定歯科衛生士研修会 3) 当学会より承認された歯科衛生士指導医および指導歯科衛生士の企画による研修会 <p>(2) 障害者関連学会ならびに研修会等への出席</p> <p>(3) 学会誌への論文発表もしくは学術集会での発表</p> <p>(4) 本学会の地域活性化事業に基づく事業</p> <p>(5) 指導歯科衛生士としての障害者歯科臨床の実績</p> <p>2. 更新に必要な単位数とは、施行細則別表の区分(1),(2)の合計が20単位以上、(5)の臨床経験症例区分が3単位以上で合計単位数が30単位以上とする。ただし、行政および教育関係者の場合、障害者福祉、行政、教育などの関連活動、すなわち障害者歯科研修会講師や授業の担当時間の合計が30時間(20コマ)以上をもって、必要単位とする。</p> <p>3. 指導歯科衛生士の資格更新に必要な研修には必ず第1項(1)の1)および2)が含まれていなければならない。</p> <p>4. 過去5年間の障害者歯科診療において歯科衛生士等の指導症例報告50例以上（自験の症例を含めても可）が更新条件である。ただし、行政、教育関係者はこの限りでない。</p>	<p>(修正)</p> <p>正式な研修会名称に修正</p> <p>指導歯科衛生士更新要件の改正</p> <p>指導症例数の変更</p>

新	旧	備考
<p>第 16 条 指導歯科衛生士の更新に必要な書類を以下に定める。</p> <p>(1) 指導歯科衛生士更新申請書 (様式 2 2)</p> <p>(2) 指導歯科衛生士実績証明書 (様式 2 3)</p> <p>(3) 過去 5 年間 10 症例の指導歯科衛生士指導実績内容報告書 (様式 2 4)</p> <p>指導については単発的指導は除く。</p> <p>ただし、行政・教育等関係者はこの限りでない。</p> <p>(4) 障害者歯科関連の学会活動状況報告 (様式 2 5)</p> <p>(5) 認定更新生涯研修記録 (様式 2 6)</p> <p>(6) 行政・教育等関係者用</p> <p>1) 実務経験証明書 (様式 7)</p> <p>2) 実務経験報告書 (様式 8)</p> <p>2. 指導歯科衛生士実績証明書とは、院内外 (機関や施設の内外) において障害者歯科診療ならびに障害者福祉・行政・教育等などの関連活動時に歯科衛生士等の教育・研修・指導など人材育成に関わった実績を証明するもの。</p> <p>第 23 条 実務経験報告書 (様式 8) とは審査制度規則第 20 条に定める各分野別の実務内容を以下のように規定し、それに基づいて記載しなければならない。</p> <p>(1) 行政等の従事者は申請時の前年度までの 3 年間における障害者等に関する事業 (健診、指導相談、研修会開催など) の内容を記載しなければならない。</p> <p>なお、実務経験報告書には実務経験施設名、各事業名、実施日、実施場所、対象者、対象人数もしくは参加人数、業務 (実施) 内容の詳細を記載しなければならない。</p> <p>(2) 教育等の従事者は申請時の前年度一年間における障害者等に関する授業 (講義、実習、見学など) の内容を記載しなければならない。</p> <p>ここでの障害者等に関する授業とは、障害者歯科、高齢者歯科、摂食嚥下リハビリ</p>	<p>第 16 条 指導歯科衛生士の更新に必要な書類を以下に定める。</p> <p>(1) 指導歯科衛生士更新申請書 (様式 2 2)</p> <p>(2) 指導歯科衛生士実績証明書 (様式 2 3)</p> <p>(3) 過去 5 年間 50 症例の指導歯科衛生士臨床経験実績証明書 (自験症例も可) (様式 2 4) ただし、行政、教育関係者はこの限りでない。</p> <p>(4) 障害者歯科関連の学会活動状況報告 (様式 2 5)</p> <p>(5) 認定更新生涯研修記録 (様式 2 6)</p> <p>(6) 行政・教育関係者用</p> <p>1) 実務経験証明書 (様式 7)</p> <p>2) 実務経験報告書 (様式 8)</p> <p>3) 実務経験詳細報告書 (様式 9)</p> <p>4) 臨床見学証明書 - 20 症例 (様式 2 1)</p> <p>2. 指導歯科衛生士実績証明書とは、院内外 (機関や施設の内外) において障害者歯科診療ならびに障害者福祉・行政・教育などの関連活動時に歯科衛生士等の教育・研修・指導など人材育成に関わった実績を証明するもの。</p> <p>第 23 条 実務経験報告書 (様式 8) とは審査制度規則第 20 条に定める各分野別の実務内容を以下のように規定し、それに基づいて記載しなければならない。</p> <p>(1) 行政等の従事者は申請時の前年度までの 3 年間における障害者等に関する事業 (健診、指導相談、研修会開催など) の内容を記載しなければならない。</p> <p>なお、実務経験報告書には実務経験施設名、各事業名、実施日、実施場所、対象者、対象人数もしくは参加人数、業務 (実施) 内容の詳細を記載しなければならない。</p> <p>(2) 教育機関等の従事者は申請時の前年度一年間における障害者等に関する授業 (講義、実習、見学など) の内容を記載しなければならない。</p> <p>ここでの障害者等に関する授業とは、障害者歯科、高齢者歯科、摂食・嚥下リハビリテーション、</p>	<p>必要書類・提出する指導症例の改正</p>

テーション、口腔衛生などの講義や実習、障害者施設での介護実習、障害者歯科医療機関での臨床見学や臨床実習、一般市民などへの教育啓発活動などをいう。

なお、実務経験報告書には実務経験施設（教育機関）名、授業名（講義や実習、見学の名称）、担当者名、実施日・実施期間、実施場所、授業総時間数、対象学生数や引率者数、授業内容の詳細を記載しなければならない。

第 24 条 実務経験詳細報告書（様式 9）とは、次の各項の規定に基づいて詳細に記載し、歯科衛生士指導医もしくは指導歯科衛生士の自書署名が必要である。

(1) 行政等の従事者は、事業の評価や反省、障害者の医療や療育への貢献度、他地区の事業との比較検討や考察など詳細に検討した実務経験報告書を 3 項目作成する。

(2) 教育機関等の従事者は、それぞれ異なった授業内容を 3 項目選択し、実務経験詳細報告書を作成する。

この場合、必須項目として障害者施設への見学や介護実習、障害者歯科医療機関への見学や臨床実習の 2 項目を含む。

口腔衛生などの講義や実習、障害者施設での介護実習、障害者歯科医療機関での臨床見学や臨床実習、一般市民などへの教育啓発活動などをいう。

なお、実務経験報告書には実務経験施設（教育機関）名、授業名（講義や実習、見学の名称）、担当者名、実施日・実施期間、実施場所、授業総時間数、対象学生数や引率者数、授業内容の詳細を記載しなければならない。

(3) その他の医療従事者は、審査制度規則第 6 章ならびに施行細則第 6 条に基づき、最近 3 年間の臨床経験の中から 3 0 症例について記載しなければならない（様式 4）。

なお、実務（臨床）経験症例一覧表には実務経験施設名、症例番号、実施日、患者のイニシャル、性別、年齢、障害名、業務内容の詳細を記載しなければならない。

第 24 条 実務経験詳細報告書（様式 9）とは、次の各項の規定に基づいて詳細に記載し、歯科衛生士指導医もしくは指導歯科衛生士の自書署名が必要である。

(1) 行政等の従事者は実務経験報告書の中から、それぞれ異なった事業を 5 項目選択し、事業の評価や反省、障害者の医療や療育への貢献度、他地区の事業との比較検討や考察など詳細に検討し作成する。

(2) 教育機関等の従事者は実務経験報告書の中から、それぞれ異なった授業内容を 5 項目選択し、実務経験詳細報告書を作成する。

この場合、必須項目として障害者施設への見学や介護実習、障害者歯科医療機関への見学や臨床実習の 2 項目を含む。

選択した 5 つの授業内容について、それぞれ障害者歯科医療や福祉への関心や知識を深めるにあたって、講義の進め方・構成・視聴覚教材の利用方法、体験実習やロールプレーなどを検討しレポート形式で実務経験詳細報告書を作成する。また、障害者施設や障害者歯科医療機関への見学や実習に関しては、授業のポイントやねらい、学生の引率時や見学時の注意点、引率した学生の反応

(3) 削除

実務経験詳細報告書
5 項目→3 項目に変更

「選択した…」以降削除

	<p>や様子、今後への改善点など詳細に検討し作成する。</p> <p>(3) その他の医療従事者は実務（臨床）経験症例一覧表（様式4）に記載した30症例の中から、5症例についてそれぞれ異なった障害の種類、診療補助や予防指導など業務内容を詳細に記載する（様式5）。</p>	
--	---	--